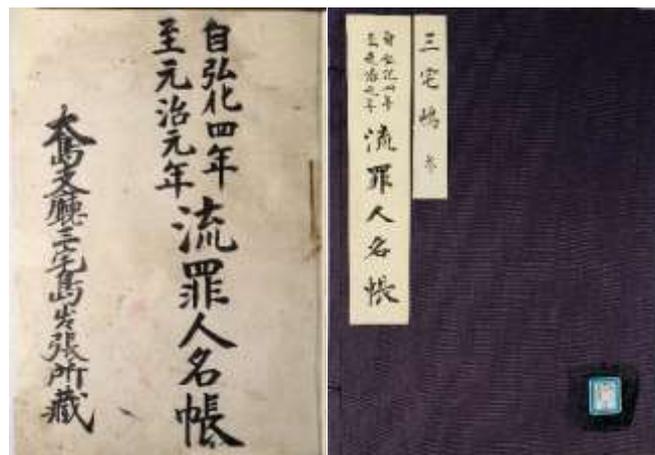


アーカイブズ  
所蔵資料を読む 第15回

るにん  
流人帳を読む

流罪人名帳 三宅島 三 自弘化四年至元治元年  
請求番号…江戸明治期史料 656-9-1-3

東京都公文書館では、東京都有形文化財（古文書）に指定されている八丈島民政資料をはじめ、代表的な地誌である「八丈実記」や伊豆諸島が静岡県から東京府へ移管された際の引継文書等を所蔵しています。令和5年（2023）3月には、新たな史料集『東京都公文書館資料叢書』



の第1巻として、明治初年に島々を巡回調査した日誌や記録、戸数や人口・産物・風俗などを取り調べて提出させた明細（大概）帳などの史料を収載した「明治初年の伊豆諸島」を刊行しました。

この刊行を記念して、企画展「伊豆諸島 く歴史・文化、そして今」を開催しました（令和6年7月19日―9月17日）。ここでは、本展示史料の中から江戸時代の「流人帳」について取り上げたいと思います。

るにん  
「流人帳」の史料的性格について

当館が所蔵する流人に関する史料には、「流人明細帳」や「流人証文」、「流人在命帳」など様々な文書類が見られます。これらは、流人が江戸を発つてから島に到着し、島内で生活を送り、そして赦免もしくは死亡するまでの間、流人を管理するために作成・授受された文書が網羅されています。史料を読む前に、まず流人に関するアーカイブズの構造について簡単に触れておきましょう。

罪を犯した者「流人」は、奉行所から遠島（罪人を島に送り、社会から隔離する刑罰。伊豆七島や五島列島、隠岐・老岐などに配流されましたが、のちに八丈・三宅・新島・隠岐のみとなりました。）の裁きを受け、島割帳という文書にもとづいて、出帆前日に流刑先が申し渡されました。その後、幕府からの金銭や身寄りからの届け物が与えられ、適宜医師から薬が処方されます。

流人船は幕府が民間船を手配していましたが、寛政8年（1796）に伊豆七島嶋方会所が開設されると、流人の搬送も担うようになりました。その流人の搬送に際し、流人の名前や元の居住地・身分・年齢が書き上げられ、八丈島の地役人に提出されます。これが、①「流人証文」という文書です。

流人はまず三宅島に搬送され、「三宅島流人」と「八丈島流人」に分けられます。このとき、流人の名前・旧居住地・身分・年齢のほか、宗門や罪状、遠島の申し渡された日などを一人別で書き上げたものが②「流罪人名帳」です。武家や僧侶は花押、庶民らは爪印を押して、記載内容に間違いがないことを証明しました。吟味中で入牢している者や流人は印を所持していないため、この方法が採られていました。

八丈島に到着すると、流人を各村に割り当てるために③「流人村割帳」が作成されます。流人に対し、名自宅や村役場で島の法度や流人の掟などが申し渡された後、罪状などを聞いて「科書（とががき）」が作成され、地役人に提出されます。また、これをもとに島役所で管理する台帳として作成された文書が、④「流人科書」です。

流刑は原則、無期限であったため赦免もしくは逃亡する以外は島内で生涯を終えることとなります。各村では、島民と区別して流人を管理しておく必要があります、その増減や移動を把握するために⑤「流人在命帳」が作成されました。

この他、流人の赦免や出島、死亡に関する情報を管理した「流人御赦免并死亡覚」や、流人へ送られた金銭や物品を記録した「流罪之者被下錢并雜物届帳」も作成され、文書による徹底した管理体制が構築されていたことがうかがえます。

これらの「流人帳」のうち、今回解読するのは、かつて大島支庁の三宅島出張所に保存されていた②「流罪人名帳」です。それでは、史料を読んでいきましょう。

## 1. 史料



2. 解読文

(前略)

安政三辰 四月十二日 三木勘解由様御掛

安政之辰 四月十二日  
 之亦勘解由様御掛  
 之兒源流人源吾松

一 禅宗 喧嘩

三宅 嶋流 人源吾松  
千村無宿  
入墨村次郎事

一 禅宗 喧嘩  
 十村無宿  
 吉五郎 (爪印) 坪  
 如四十二歳

一 真言 博奕

下小金井村 無宿  
吉五郎 (爪印) 坪  
如四十二歳

一 真言 博奕  
 慶應四年  
 五月六日 御赦  
 被仰渡候  
 小次郎 (爪印) 伊豆  
 如三十八歳

慶應四年  
五月六日 御赦  
被仰渡候

小次郎 (爪印) 伊豆  
如三十八歳

(後略)



竹次郎(爪印)阿  
知二十五歳

一同

博奕嶋抜

田畑村  
無宿

宇吉(爪印)同  
知三十六歳



一同

博奕病死

大間々町  
無宿

（前略）

安政三辰四月十二日

三木勘解由様御掛

三宅嶋流人源吾船

千村無宿

入墨村次郎事

一 禅宗 喧嘩

吉五郎（爪印）坪

卯四十二歳

下小金井村

無宿

一 真言 博奕

慶應四辰年  
五月六日御赦

小次郎（爪印）伊豆

被仰渡候

卯三十八歳

大間々町

無宿

一 同 博奕

病死

宇吉（爪印）同

卯三十六歳

田畑村

無宿

一 同 博奕

嶋拔

竹次郎（爪印）阿

卯二十五歳

（後略）

### 3. 資料解説

冒頭に記される人物、三木勘解由（かげゆ）は、「諸向地面取調書」（国立公文書館所蔵）によれば「御船手（ふなて）」という職務に就いていました。船手は、幕府が所有する船舶の管理や運用を統括する役職で、寛永9年（1632）まで設置されていた船奉行から編成され、文久2年（1862）に廃止されるまで存在しました。この三木が管理する船の一つで、三宅島へ流人を搬送する船を任されていた、船頭と推測される源吾なる人物の船に乗り、搬送された流人が数名書き上げられています。

一つ書きの直ぐ下に書かれているのは、流人の宗旨（宗門・宗派）です。今回の場合、吉五郎は禅宗、その他の三名は真言宗でした。罪状は博奕（賭博）で、その下には朱筆で「病死」や「嶋拔（しまぬけ）」と記されています。病死はそのままの意味で、搬送される厳しい状況の中、病に罹り亡くなる場合も少なくありませんでした。そのため先述のとおり、前もって薬を渡されていたと推測されます。一方、嶋拔は遠島の刑に処せられた者が島から抜け出すことで、島破りなどとも言い、捕らえられた場合は死罪となりました。

流人の一人目は相模国大住郡千村（現神奈川県秦野市）の無宿吉五郎、二人目は武蔵国多摩郡下小金井村（現東京都小金井市）の無宿小次郎、三人目は上野国山田郡大間々町（現群馬県みどり市）の無宿宇吉、四人目は田畑村（現住所不明）の無宿竹次郎と読むことができま。四人の身分はいずれも無宿、つまり町人や百姓で人別帳から除外されたいわゆる戸籍が無い者たちでした。また、爪印の下に記載され

る「坪」や「伊豆」、「阿」は三宅島内で割り当てられた村名を指しており、それぞれ坪田村・伊豆村・阿古村を意味しています。また、流人の名前の下に見られる「卯(卯)」は当年の干支であり、おそらく搬送される前年の安政2年(1855)時の年齢がそれぞれ記されています。

さて、四人の中で下小金井村の小次郎についてはご存知の方も多いいのではないのでしょうか。そうです、多摩地域の侠客として知られる「小金井小次郎」のことです。小次郎は、文政元年(1818)に下小金井村の名主関勘右衛門の三男として生まれ、博徒として名を上げ、武蔵・相模にわたる大親分となった人物です。

小次郎は、安政3年4月12日に、博打の罪で三宅島へ流罪となりました。当時、小次郎が住むことになった伊豆村は、比較的湧水地が少なく、姉ヶ浜と呼ばれる場所に桶を頭上に乗せて水汲みをするような厳しい環境でした。そのような島民の姿を見るに忍びず、私費を投じて井戸を設けました。その井戸とそれを讃えた石碑が現在も残されています。います (三宅島観光協会ホームページ) <https://www.niyakejima.gr.jp/see/well-koganeikojiro/>。罪状の下に記されているように、小次郎は慶応4年(1868)5月6日に赦免されました。およそ12年間三宅島で生活を送り、離れて暮らしていた妻や娘、母・妹を引き取ることを求めて、認可されています。

その後、小次郎一家はどうなったかと言いますと、明治7年(1874)6月に再び三宅島へ戻っているようです。小次郎が、伊豆村にある普濟院の住職池田俊道から薪炭を製造するために資金を借用した史料が見受けられません。

その後、同年七月三日に噴火災が発生し、神着村東郷地区を中心に大きな被害をもたらしました。それに対し、当館所蔵の「静岡県引継伊豆七島書類」(656-12-01-28)をみると、「炭焼立方」として雇われていた関小次郎が麦五俵を寄附し、足柄県から褒賞が与えられていることが確認できます。このことから、流人小金井小次郎は改めて関小次郎として、三宅島の島民の暮らしに多大な貢献をしていたことがうかがえます。

#### 〈主要参考文献〉

- ・池田信道『三宅島流刑史』(1978年、小金井新聞社)
- ・工藤航平「八丈島流人アーカイブズの概要調査報告 ― 都有形文化財「八丈民政資料」の伝来と構造―」(『東京都公文書館調査研究年報』第5号(2019年、東京都公文書館))
- ・『伊豆諸島東京移管百年史 下巻 各島編』(1981年、東京都島嶼町村会)
- ・『三宅島史』(1982年、三宅村)
- ・『小金井市史』資料編 近世(2017年、小金井市)、『同』通史編(2019年、同)